

令和7年度(2025年度)枚方市東部清掃工場の維持管理情報

(令和7年5月末日時点)

◎処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

種類	燃えるごみ(単位:トン)		
	1号	2号	合計
4月	3,269	3,248	6,518
5月	集計中	集計中	集計中
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
累計	3,269	3,248	6,518

処理量を修正する場合があります。

◎冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

種類	施設名称	除去日

◎排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙濃度

採取月日	採取位置	結果が 得られた日	測 定 結 果									
			ばいじん		硫酸化合物		窒素酸化物		塩化水素		ダイオキシン類	
			自主基準:0.01g/Nm ³ 以下 法令基準:0.04g/Nm ³ 以下		自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量4.034Nm ³ /h以下		自主基準:20ppm以下 法令基準:排出総量12.527Nm ³ /h以下		自主基準:10ppm以下 法令基準:排出総量700mg/Nm ³ 以下		自主基準:0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下 法令基準:0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	
			1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
4月24日 4月25日	各煙道	5月20日	<0.003	<0.003	<0.5	<0.5	8	2	<1	<1	-	-

「○」は、検査実施予定項目。

1. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
- ※2段書きの時は、上段が1号炉の採取日で下段が2号炉の採取日となります。
2. 「-」については、検査実施該当月にあたらなため、検査を実施していません。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度
- については、連続測定しておりデータ量が多いため、東部清掃工場窓口にて閲覧による公表をしています。

◎焼却室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出ガス中の一酸化炭素濃度(すべて日平均値の月平均値)

1号炉				2号炉			
	燃焼室中の 燃焼ガス温度(℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(℃)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)		燃焼室中の 燃焼ガス温度(℃)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(℃)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)
4月	957	172	1	4月	996	172	2
5月	集計中	集計中	集計中	5月	集計中	集計中	集計中
6月				6月			
7月				7月			
8月				8月			
9月				9月			
10月				10月			
11月				11月			
12月				12月			
1月				1月			
2月				2月			
3月				3月			
維持管理基準	850° 以上	200℃以下	100ppm以下	維持管理基準	850° 以上	200℃以下	100ppm以下

令和7年度(2025年度)枚方市一般廃棄物最終処分場(穂谷2308番地)の維持管理情報

(令和7年5月末日時点)

◎埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。

◎擁壁の点検を実施した日

点 検 月 日	異常の有無
4月 7日	無
5月 7日	無
6月 日	
7月 日	
8月 日	
9月 日	
10月 日	
11月 日	
12月 日	
1月 日	
2月 日	
3月 日	

◎浸出液及び周辺地下水水質検査結果

処分場水質検査項目	単位	場所	4月8日	8月頃	1月頃	基準値
採取時間	-	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
天候	-	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
水温	℃	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
気温	℃	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
水素イオン濃度	-	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
生物化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
化学的酸素要求量	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
浮遊物質	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
大腸菌群数	個／㎖	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
	MPN/100ml	1号井戸	-	○	-	※
		2号井戸	-	○	-	※
塩化物イオン	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
電気伝導度	mS/m	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	分析中	○	○	※
		2号井戸	分析中	○	○	※
全窒素	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	-	○	-	※
		2号井戸	-	○	-	※
全リン	mg/l	最終処分場浸出水	分析中	○	○	※
		1号井戸	-	○	-	※
		2号井戸	-	○	-	※
アルキル水銀	mg/l	最終処分場浸出水	-	注	-	検出されないこと
		1号井戸	-	注	-	検出されないこと
		2号井戸	-	注	-	検出されないこと
総水銀	mg/l	最終処分場浸出水	-	○	-	0.0005以下
		1号井戸	-	○	-	0.0005以下
		2号井戸	-	○	-	0.0005以下

1. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
2. 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3. 「○」は、検査実施予定項目。
4. 「注」のアルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ実施。
「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。(アルキル水銀の定量限界は0.0005mg/L)
5. 「※」については、規制対象外項目になります。
- 注: 総水銀が検出された時に実施

分析項目	単位	場所	4月8日	8月頃	1月頃	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	○	-	0.003以下
		1号井戸	-	○	-	0.003以下
		2号井戸	-	○	-	0.003以下
鉛及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	○	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
六価クロム及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.02以下
		1号井戸	-	○	-	0.02以下
		2号井戸	-	○	-	0.02以下
砒素及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
全シアン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	検出されないこと
		1号井戸	-	○	-	検出されないこと
		2号井戸	-	○	-	検出されないこと
PCB	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	検出されないこと
		1号井戸	-	○	-	検出されないこと
		2号井戸	-	○	-	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.02以下
		1号井戸	-	○	-	0.02以下
		2号井戸	-	○	-	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.002以下
		1号井戸	-	○	-	0.002以下
		2号井戸	-	○	-	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.004以下
		1号井戸	-	○	-	0.004以下
		2号井戸	-	○	-	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.1以下
		1号井戸	-	○	-	0.1以下
		2号井戸	-	○	-	0.1以下
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.04以下
		1号井戸	-	○	-	0.04以下
		2号井戸	-	○	-	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	1以下
		1号井戸	-	○	-	1以下
		2号井戸	-	○	-	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.006以下
		1号井戸	-	○	-	0.006以下
		2号井戸	-	○	-	0.006以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.002以下
		1号井戸	-	○	-	0.002以下
		2号井戸	-	○	-	0.002以下
チラウム	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.006以下
		1号井戸	-	○	-	0.006以下
		2号井戸	-	○	-	0.006以下
シマジン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.003以下
		1号井戸	-	○	-	0.003以下
		2号井戸	-	○	-	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.02以下
		1号井戸	-	○	-	0.02以下
		2号井戸	-	○	-	0.02以下
ベンゼン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
セレン及びその化合物	mg/l	最終処分場浸出水	-	○	-	0.01以下
		1号井戸	-	○	-	0.01以下
		2号井戸	-	○	-	0.01以下
1, 4-ジオキサン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.05以下
		1号井戸	-	○	-	0.05以下
		2号井戸	-	○	-	0.05以下
クロロエチレン	mg/l	最終処分場浸出水	-	-	-	0.002以下
		1号井戸	-	○	-	0.002以下
		2号井戸	-	○	-	0.002以下
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	最終処分場浸出水	-	○	-	10
		1号井戸	-	○	-	10
		2号井戸	-	○	-	10

1. 「<」については、定量下限値未満を示しています。
2. 「-」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません。
3. 「○」は、検査実施予定項目。
4. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)
5. 「※」については、規制対象外項目になります。

◎浸出水の処理後の放流水質分析検査結果一覧表(公共下水道へ排除)

(令和7年5月末日時点)

	分析項目	単位	基準値	令和6年度											
				4月24日	5月20日	2025/6/	2025/7/	2025/8/	2025/9/	2025/10/	2025/11/	2025/12/	2026/1/	2026/2/	2026/3/
環境 項目 等	水温	℃	45度以下	23.9	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	8.0	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	浮遊物質質量	mg/l	600以下	3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	3.0	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	塩化物イオン	mg/l	—	5900	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	窒素含有量	mg/l	240以下	10	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	炭素含有量	mg/l	32以下	0.04	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	n-ヘキサン抽出物質 (動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	n-ヘキサン抽出物質 (鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	亜硝酸性窒素	mg/l	—	0.49	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	硝酸性窒素	mg/l	—	4.6	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アンモニア性窒素	mg/l	—	0.48	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	38以下 ※1	5.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	<0.08	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホウ素及びその化合物	mg/l	1以下	0.6	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	フェノール類	mg/l	1以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
有 害 項 目	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.016 ※3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六価クロム化合物	mg/l	0.02以下 ※2	<0.01	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	<0.0003	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	<0.0005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	砒素及びその化合物	mg/l	0.01以下	<0.005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	有機燐化合物	mg/l	検出されないこと	<0.1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	PCB	mg/l	検出されないこと	<0.0005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
	チウラム	mg/l	0.006以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	シマジン	mg/l	0.003以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	ダイオキシン類 (毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—

1. 「<」は、定量下限値未満を示しています。

2. 「—」については、検査実施該当月に当たらないため検査を実施していません

3. 「○」は、検査実施予定項目。

4. 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいいます。
(定量限界は、全シアン及び有機燐化合物 0.1mg/L、PCB 0.0005mg/L)

5. ※1アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量の項目の基準値は、令和2年4月1日より新基準値。

6. ※2六価クロム化合物の基準値は、令和5年10月30日より新基準値。
7. ※3 セレン基準超過について、4月30日と5月2日に追加調査を実施。
それぞれ、0.004mg/l と ND(<0.002mg/l)で安全を確認しております。
(浸出水が要因ではありません)

◎浸出水処理設備の定期点検及び処理の状況について

- ・浸出水排水処理施設については、平成16年11月より施設を休止しており、定期点検は実施しておりません。
- ・当該浸出水については、平成28年度までは穂谷川清掃工場の排水処理施設にて処理した後、下水放流しておりましたが平成29年4月より処理先を東部清掃工場の排水処理施設に変更して処理した後、公共下水道へ放流しております。

◎最終処分場の残余の埋立て容量について

※平成14年3月をもって埋め立ては終了しています。